

一般財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書
(事業名： 畜産高度化支援補完リース事業)

一般財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

畜産高度化支援補完リース事業実施要領(平成28年8月17日付け28環機第353号)(以下「実施要領」という。)第1の1の(2)に定めるクラスターリースに係る機械施設の貸付に関し、実施要領、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号生産局長通知。)及び同要領別紙2畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)に基づくほか、次の条項により契約を締結する。

(貸付施設等)

第1条 甲は、別添の別表の貸付施設等を乙の依頼により、別表の販売業者から購入して乙に貸付けし、乙はこれを借り受けるものとする。

2 貸付施設等の設置場所及び型式並びに実施要領第3の2の(4)に定める取得価額は、別表に定めるとおりとする。

(貸付料)

第2条 貸付料は、実施要領第3の2の(4)に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税等相当額及び附加貸付料の合計額であつて、別表に定めるとおりとする。

(貸付料の納入)

第3条 乙は、実施要領第3の2の(5)に基づき、貸付料を甲が別に通知する期日までに受託団体(第25条の「受託団体」をいう。以下「丙」という。)を経て(丙がない場合は直接。以下も同じ。)甲の指定する金融機関に払込むものとする。

(貸付期間等)

第4条 貸付期間は別表に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は実施要領第12の2の検収を終了した日とする。

2 この貸付契約は、第24条の譲渡代金の納入をもって当該貸付施設等について終了する。

(貸付施設の検収)

第5条 乙は、販売業者が貸付施設等を別表の設置場所に搬入、据付けしたときは、実施要領第12の2に基づき、検収を行うものとし、検収終了後、速やかに、貸付施設等設置確認書兼借受書、検収写真、第10条に基づく保証保険加入申し込み委任状等を販売業者を通じて甲に提出するものとする。

(貸付施設等の引渡し等)

第6条 貸付施設等は、検収完了によりその引渡しがあったものとする。

2 甲は、検収を終了したときは、遅滞なく、貸付開始日並びに貸付料及び譲渡代金の納入期限を乙に通知する。

(貸付施設等の瑕疵)

第7条 検収終了後貸付施設等に瑕疵が発見された場合、甲はその責任を負わないものとする。

2 前項の事由により、第3条の義務を履行している乙が損害を受けたとき、甲は当該貸付施設等の販売業者に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

3 前2項の場合、この貸付契約は変更しないものとする。

(公租公課等)

第8条 乙は、実施要領第5に基づき、貸付施設等に係る固定資産税その他の公租公課を納付す

るものとする。

(損害保険)

第9条 甲は、別表の貸付施設等を損害保険に付し、これに要する保険料相当額を乙から丙を経て徴収するものとする。ただし、別表の備考欄に「要保険手続」と指定する貸付施設等については、乙は、実施要領第6に基づき、甲を受取人とし、貸付施設等の取得に要した額(初年度に限る。次年度以降は当該貸付施設等の評価額。)を保険金額とする損害保険に付し、保険契約期間は貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し存続するものとする契約を締結するものとする。

2 乙は、貸付施設等に前項ただし書きの損害保険を付したときは、当該保険証券の写しを丙を経て甲に提出するものとする。

3 貸付施設等に損害保険事故が発生した場合、甲は受け取った保険金額の範囲において、次のいずれかに当該保険金を使用するものとする。
(1) 第16条の(1)の乙の負担する経費への支払い

(2) 第16条の(2)の精算に要する経費への支払い

(保証保険)

第10条 甲は、乙から保証保険加入の申込みの委任を受けて保険会社に保証保険の加入申込みを行うものとする。

2 この保証保険の保険料は乙が負担するものとし、乙は、定められた納入期日までに丙を経て甲に納入するものとする。

3 甲は、保険金の支払い請求権及び受領権に基づき、保険会社から直接保険金の支払いを受けるものとする。

4 甲は、保険会社から保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、甲の乙に対する債権(実施要領第13の規定に基づく精算額(以下「精算額」という。))及び当該精算額に係る実施要領第14に基づく違約金をいう。)に係る権利を保険会社に譲渡するものとする。

(貸付施設等の管理と使用)

第11条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸付施設等を管理し使用するものとする。

2 乙は、正常な機能の維持、管理のための補修、修理、定期検査その他一切の維持手入れ等を行い、その費用を負担するものとする。

3 乙は、甲が別表に指定した貸付記号を、甲が指示する方法により貸付施設等に標示するものとする。

4 乙は、貸付施設等の保管使用によって第三者に損害を与えた場合はその額を賠償するものとする。

(設置場所の変更)

第12条 乙は、貸付施設等の設置場所を変更しよ

うとするときは、事前に丙を経て甲の承諾を得るものとする。

(貸付施設等の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、貸付施設等を他に譲渡し、甲の書面による承諾を得ないで、第三者に使用させたり、賃貸するなど甲の権利を侵害するような行為をしないものとする。

2 乙は、貸付施設等について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するものとする。

3 前2項の場合に甲が必要な措置をとったときは、乙は甲の負担した一切の費用を弁償するものとする。

(貸付施設等の目的外使用等の禁止)

第14条 乙は、貸付施設等について下記事項を行ってはならない。

(1) 目的以外の用に使用すること

(2) 担保に供すること

2 乙は、貸付施設等を改造してはならない。ただし、特別の事情があり、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(貸付施設等の中途解約の禁止)

第15条 乙は、この貸付契約を中途で解約することはできないものとする。

ただし、やむを得ない理由があると甲が認めた場合、乙は解約に伴い甲が提示する条件を了承のうえ解約することができる。

(貸付施設等の滅失、毀損)

第16条 乙は、貸付期間中、乙の責に帰すべき事由により貸付施設等の滅失、毀損が生じた場合は、次により誠意をもって処理するものとする。

(1) 当該貸付施設等が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。

(2) 当該貸付施設等が滅失し、又はその使用が著しく困難となったときは、乙は、実施要領第8に基づく精算額で償い、又は当該貸付施設等を買取るものとし、精算完了と同時に当該貸付施設等に関する貸付契約は終了するものとする。

(貸付契約の変更)

第17条 甲は必要があるときは、乙との合意のうえ、この貸付契約を変更することができるものとする。

(届け出事項の変更等)

第18条 乙及び連帯保証人(以下「丁」という。)は、その印章、名称、商号、代表者、住所、その他甲に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面によって甲に届け出るものとする。

2 乙及び丁が前項の届け出を怠る、あるいは乙が甲からの通知を受領しないなど乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った通知または送付した書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、乙自身又は丁が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明

し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 乙は、乙自身又は丁が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約しなければならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(契約違反)

第20条 乙がこの貸付契約及び実施要領に定める条項の一つでも違反したときは、甲は次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

(1) 違約金の支払請求

(2) 契約の解除及び精算額による貸付施設の買取請求

(3) 損害賠償の請求

(4) 貸付施設の返還請求

(5) 補助金額の全額又は一部の返還請求

(補助金相当額の返還等の場合)

第21条 甲は基金管理団体から、補助金額の全額を直接受領するものとし、基金管理団体から、補助金の交付がなされなかった場合又は補助金の返還が求められた場合等は、次により、乙が、甲に対し、損失補填金等の支払を行うものとする。

(1) 基金管理団体から、補助金の全額又は一部が、第4条の1の貸付期間の開始日から相当の期間内に交付されなかった場合(補助金額の全額又は一部の交付が取消された場合又は補助金の交付内容が一部でも変更された場合を含むがそれらに限らない。)、その原因又は理由の如何を問わず、乙は、甲に対して直ちに補助金額に不足する額を損失補填金として一括して支払うものとする。

(2) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業要綱(以下「実施要綱」という。)及び法令等の規定に基づき、甲が基金管理団体から補助金額の全部又は一部の返還を求められたときは、その原因又は理由の如何を問わず、乙は、甲に対して直ちにその返還額に相当する額を損失補填金として支払うものとする

(3) 前号の場合において、甲が実施要綱等及び法令等の規定に基づき、甲が基金管理団体から加算金又は延滞金その他金員の請求を受けたときは、その原因又は理由の如何を問わず、乙は、甲に対して直ちにその請求額に相当する額を支払うものとする。

(4) 第1号又は第2号においてもこの貸付契約の有効性に何ら影響を与えるものではなく、乙は、これを理由としてこの貸付契約の変更、解除又は解約を甲に請求することはできないものとする。

(期限の利益の喪失)

第22条 乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙からの通知催告等がなくても、乙は甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 前2号の他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、又は自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。

- (4) 乙又は丁の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

なお、丁の預金その他の甲に対する債権の差押等については、甲の承認する担保を差し入れる等の旨を乙が遅滞なく甲に書面にて通知したことにより、甲が従来通り期限の利益を認める場合には、甲は書面にてその旨を乙に通知するものとする。

ただし、期限の利益を喪失したことに基づき既になされた甲の行為については、その効力を妨げないものとする。

- 2 乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの請求によって、乙は甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

- (1) 乙が甲に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 担保の目的物について差押、又は競売手続の開始があったとき。
- (3) 乙が甲との取引約定に違反したとき、又は第23条に基づく甲への報告若しくは甲へ提出する財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由によって、甲に乙の所在が不明となったとき。
- (5) 乙が暴力団員等若しくは第19条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (6) 乙が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、乙が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき(不渡り及び支払不能が6か月以内に生じた場合に限る)。
- (7) 丁が前項又は本項の各号の一つにでも該当したとき。
- (8) 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき客観的に認められるとき。

- 3 前項の場合において、乙が住所変更の届け出を怠る、又は乙が甲からの請求を受領しないなど乙の責めに帰すべき事由により、請求が延着し若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。

- 4 第2項第5号の規定の適用により、乙又は丁に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしないものとする。又、甲に損害が生じたときは、乙又は丁がその責任を負うこととする。

(施設設置等に係る法令等の遵守)

第23条 乙は、貸付施設等の設置等に関し、国及

び地方公共団体の法令、告示、行政指導等も含むあらゆる法令等の義務を、乙の責任において、遵守、履行しなければならない。甲は、これについて、一切の責任を負わないものとする。

(検査及び報告)

第24条 甲は、何時でも貸付施設等の管理状況を検査することができる。この場合、乙及び丙はその検査に協力しなければならない。

- 2 乙は、当該貸付施設等の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について丙を経て甲に報告しなければならない。

- 3 乙は、甲の求めに応じて、貸付施設等の管理、使用状況を丙を経て報告しなければならない。

- 4 乙は、その財産、経営、業況等について甲から請求があった場合には、遅滞なく報告し、又は書類を提出するなど甲の調査に必要な便益を提供するものとする。

- 5 乙は、その財産、経営、業況等について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、甲に対して遅滞なく報告するものとする。

- 6 乙又は丁について後見、保佐、補助が開始若しくは任意後見監督人の選任が家庭裁判所の審判によりなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けたときは、乙若しくは丁及びその後見人、保佐人、補助人、又は任意後見人は、その旨を書面により直ちに甲に対して届け出するものとし、届け出内容に変更又は取消が生じた場合も同様とする。又、甲が相当の注意をもって意思能力を確認し、乙又は丁が行為能力者であると認められ届け出の前はこの貸付契約に係る行為を行ったときは、当該取引により生じた損害は乙の負担とする。

(貸付施設等の譲渡等)

第25条 甲は、乙が第3条の義務を履行し、譲渡代金を期日までに納入したときは、当該貸付施設等を乙に譲渡するものとする。

- 2 甲は、第10条第3項に基づく保険金の受領をもって、乙が実施要領第4項に基づき当該貸付施設等を精算額で買い取ったものとみなし、その所有権を乙に移転するものとする。

(丙への業務委託)

第26条 甲は、丙に、乙が甲に納入、提出等する事項に係る事務及び甲が乙に通知等する事項に係る事務を委託するものとする。

なお、丙がない場合は直接、行うものとする。

- 2 乙は、第3条、第9条、第10条、第12条、第18条、第20条、第21条及び第23条に定める事項については、丙を経て行うものとする。

なお、丙がない場合は直接、行うものとする。

(丙 :)

(再委託団体:)

(保証措置)

第27条 丁は、将来乙が甲に対して本契約に基づき負う一切の債務につき保証し、乙と連帯して履行の責に負うものとする。

- 2 丁は、代位により取得する権利を甲の乙に対する債権が残存するかぎり行使せず、その権利又は順位を無償で甲へ譲渡し、甲が他の担保・保証を変更・解除しても免責を主張しないものとする。

る。

(合意管轄)

第29条 甲及び乙は、この貸付契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第28条 この貸付契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

第 号
平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
一般財団法人 畜産環境整備機構
理事長 井出 道雄 印

乙

印

丁 (連帯保証人)

印